

農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働 （機構集積協力金交付事業）

【20,029百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

- ① 農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域、
 - ② 農地中間管理機構に農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手
- に対し、協力金を交付します。

[交付単価]

- ・地域集積協力金 貸付割合に応じて、2.0万円/10a～3.6万円/10a
- ・経営転換協力金 貸付面積に応じて、30万円/戸～70万円/戸
- ・耕作者集積協力金 2.0万円/10a

補助率：定額
事業実施主体：都道府県（基金造成）

[お問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151）]

農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）

【平成26年度補正予算 20,029百万円】

地域に対する支援 （地域集積協力金）

1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付（使い方は地域の判断）

2割超5割以下：2.0万円/10a
5割超8割以下：2.8万円/10a
8割超：3.6万円/10a

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイア する場合の支援 （経営転換協力金）

1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸
0.5ha超2ha以下：50万円/戸
2ha超：70万円/戸

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 （耕作者集積協力金）

1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3 交付単価

2.0万円/10a